

総合特別区域の第一次指定申請に関する意見募集の結果について

平成 23 年 12 月 22 日
内閣官房地域活性化統合事務局

総合特別区域の指定に当たっての評価に資することを目的として、第一次指定申請について、平成23年10月14日（金）から10月27日まで内閣官房ホームページに掲載することを通じて御意見を募集したところ、次のとおり御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも地域活性化の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見公募期間及び提出方法

(1) 意見公募期間

平成23年10月14日（金）から10月27日（木）まで

(2) 意見提出方法

電子メール又は郵送（※郵送の場合は、当日消印有効）

2. 意見公募の結果

(1) 受付通数：57通（内訳：電子メール 56通 / 郵送 1通）

(2) 意見総数：59件

内訳) 国際戦略総合特区 21件

地域活性化総合特区 38件

3. 提出された御意見

別紙のとおり

《総合特別区域の第一次指定申請に関する意見》

1 意見概要

《国際戦略総合特区》		意見数 21件	意見概要
No. 3	アジアヘッドクォーター特区	1件	東京の国際競争力強化のために、総合特区制度に期待する旨の意見。 など
No. 4	京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区	10件	カボタージュ規制緩和に係る提案による、安全保障、災害時の緊急輸送、雇用、海技の伝承等への影響を懸念する意見。 など
No. 9	関西イノベーション国際戦略総合特区	1件	公的医療保険制度への影響や規制緩和による医療の質の低下を懸念する意見。規制緩和について、医師会等医療関係団体と事前に十分協議をし、合意することの要望。 など
No. 10	ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区	9件	持続可能な社会への転換、点在するエリアの連携、地方都市の未来像など、理念に概ね賛同した意見。 など

《地域活性化総合特区》		意見数 38件	意見概要
No. 1	札幌コンテンツ特区	33件	地域経済発展への期待や、取組内容に関する賛同意見。 など
No. 9	栗原市施設等の省エネルギー及び需要効率化社会基盤構築総合特区	1件	スマートグリッドの導入等によるサイバー攻撃や、給電網関係者の監視によるプライバシー侵害等を懸念する（※左記提案のほか、類似の取組内容があれば、その提案についても同趣旨の意見を付す。）趣旨の意見。 など
No. 19	次世代自動車・スマートエネルギー特区	1件	
No. 22	かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域	1件	
No. 24	健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ創造特区	2件	共同申請の意義への疑問、健康クラウドに関連して、検診情報の利用等に起因するプライバシー侵害等を懸念する趣旨の意見。 など

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

2 個別意見

分類	対象	意見
国際	公表:国際 No.3 申請主体名:東京都 申請特区名称:アジア ヘッドクォーター特区	アジア各都市の台頭により東京の相対的な地位低下が懸念される中、政策課題解決の実現性が高い区域に国と地域の政策資源を集中し、都市の国際競争力を強化する総合特区制度は非常に有意義と思われ、大いに期待致しております。 我々としても、東京駅前を中心として都市インフラの整備、生活環境の整備を進め、東京への外資系企業の誘致により尽力致しますので、東京の国際競争力強化のために最も施策を集中するべきである当該申請エリアを是非とも指定して頂きたいと存じます。
国際	公表:国際 No.4 申請主体名:東京都、 神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称:京浜港 国際コンテナ戦略港湾 総合特区	内航輸送の根幹に関する重要な課題について、内航海運組合総連合会に全くの事前相談も無く、カボタージュ規制緩和を含めた総合特区を港湾局に申請した事には大いに疑問を感じる。 申請の理由として「内航輸送の需要が急増した場合は内航コンテナ船が不足する」とあるが、内航コンテナ船は十分な輸送能力を有している。 コンテナ船の内航輸送運賃は他国と比較して際立って高い事は無く、むしろ港湾料金、運営方法に競争力が無い事は明白である。 昨年沖縄の沿岸特許の受入れを行ったがあくまでも例外措置であり、一般的に内航フィーダーを対象にしたものまで緩和する事は考えていない。 本年の震災時に緊急輸送、救済に内航海運が果たした役割は大きく、我が国の平和・安全を守るためにもカボタージュ規制は不可欠である。 我々はあくまでカボタージュ規制の堅持を強く求めておりその方針に逆行する動きについては今後とも反対し続ける。
国際	公表:国際 No.4 申請主体名:東京都、 神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称:京浜港 国際コンテナ戦略港湾 総合特区	本申請においては、「集荷力の強化」として「内航コンテナ輸送におけるカボタージュ規制の緩和」を主張しているが、内航海運の業界団体たる我々としては、以下の理由によりこれに強く反対する。 (反対の理由) ①カボタージュ規制は、国家の安全保障や国民経済の安定のために不可欠であり、そのゆえにこそ世界の多くの国々で、いわばグローバル・スタンダードとしてこの規制が行われていることを認識する必要がある。今年3月の東日本大震災では、福島第一原発の放射能汚染を恐れた一部の外国船が京浜への寄港を忌避する事態が発生し、現場が混乱した。国土交通省によれば、震災発生後6月26日までに44隻の外航コンテナ船が京浜寄港を取り止めたと言われ、我々の推計では京浜で揚げる予定であったコンテナ約3,000TEUが影響を受けたと見られる。この事例は、カボタージュ規制が緩和された場合に懸念される事態を示唆するものである。外国船が内航海運へ参入したとして、将来、同じような大規模災害や有事が発生した場合、外国船が平時と変わらずに国内輸送を遂行するのか、大いに疑問である。関係当局者におかれては、カボタージュ規制の本質をよく理解し、適切な判断をされることを切望する。 ②カボタージュ規制の緩和要請は、外国船の内航海運への参入を認めることにより、内航運賃の引き下げを意図したものと了解するが、そもそも外航に比べて内航船は税制その他の制度面でコストが割高にならざるを得ない仕組みになっている。例えば、外航では燃料油が免税であるのに対し、内航船はキロリットル当たり2,040円の石油石炭税が課される。こうした問題に触れることなく、内航船の運賃が高いとする議論は甚だ不公正である。 ③内航海運のコストは、純然たる海上部分のコストと、港湾ターミナルで発生する陸上のコストから成るが、内航コンテナ船を韓国釜山接続のフィーダー船と比較した場合、釜山よりコストが割高になっている分の約8割が陸上で発生している(この点については、最近、内航総連が発表した「国内コンテナ・フィーダーに関する研究」で詳しく分析されている)。このような事実にも目を向けず、カボタージュ規制を緩和さえすれば集荷力の強化になるという考えは、短絡的で問題の本質を見誤っている。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	<p>公表: 国際 No.4 申請主体名: 東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称: 京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区</p>	<p>●申請書本文59ページの内航コンテナ船の固定資産税軽減や燃料油の石油石炭税の軽減については、我々はコンテナ船に限らず、毎年税制要望を提出しているが叶わずよって、この税制改善案には賛成です。しかしこれらの「内航輸送の競争力を十分に確保した上での、京浜港と国内港湾間の外資コンテナ輸送に限定したカボタージュ規制の緩和」となっている点は下記の理由で反対です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶法に則って国家の基幹産業貨物を安全・安定輸送のため従事している日本人船員の職場をカボタージュ規制緩和で、外国船が奪い取ることになり雇用、海技の伝承等大きな問題が起きる。 ・今回の東日本大震災発生後44隻の外航コンテナ船が京浜港寄港を取りやめた最近では北朝鮮の不審船が日本の漁船に発見されている、日本沿海は約3万人の日本人船員が監視、見張りをしているから国家の安全は担保されているのである。外航船が日本沿海を席卷して航海している所を想像すると安全保障上、相当な違和感を感じる。 ●最近、「財団法人内航海運安定基金」から発表の「カボタージュ規制について」 ＊＊カボタージュ規制緩和から得られるものは小さく、失うものは大きい＊＊ の調査研究の通り、カボタージュ規制緩和ではなく内航輸送コスト削減という本筋に沿った議論を行うべきとしている、本申請について内航船のコスト削減が目的であれば短絡的に外航船を使用するという考えは止めて、内航関係者とコスト面等の協議を行うべきである。 ●国民安全の為に耐震バースの建設や、省エネ・省力化に叶う45フィートコンテナ対応は是非やっていただきたい(内航は既に45フィートに対応可能なコンテナ船を建造している) ●また、60ページ「戦略港湾の取組み等により、内航輸送の需要が急拡大した場合・・・ 大手内航船社の1.6倍程度の船腹が必要との指摘もある」については、当然、内航船で国内輸送網の充実強化を図っていくのは内航業界の責務であり、これについても関係者で協議する問題と思量します。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	<p>公表：国際 No.4 申請主体名：東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称：京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区</p>	<p>●京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区申請内容の趣旨 必要な内航フィーダー網の充実強化のため、内航コンテナ船に十分な競争力を確保した上で、京浜港と国内港湾間の外貨コンテナを総量、寄港地、期間等を限定したカボタージュ規制の緩和を要請する。</p> <p>その理由 ① 戦略港湾の取り組みにより内航輸送の需要が急拡大した場合、内航コンテナ船の不足を補うため外航船が国内港間の輸送を担う必要がある。 ② カボタージュ規制があるため、コストが高い内航船やトラック輸送をせざるを得ないため釜山港をハブ港として利用するケースもある。 ③ カボタージュ規制の本来の目的は、純内貨の輸送を自国船に担わせることにある。</p> <p>●申請内容への意見 そもそも国際コンテナの輸送は、日本全国60余の港湾で積み揚げされており、京浜港と他のハブ港間、京浜港と地方港間など多くの輸送が対象となる。このため、京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区内で完結するものでなく相手港自治体を含む全国レベルの規制緩和と要望となる。総合特区に限定できず全国へ一方的に拡散する規制緩和と要望は、相手自治体の了解もとれておらず、また、実質的な実績管理もできず妥当でない。</p> <p>一方、総量、寄港地、期間等を限定したカボタージュ規制の緩和は、現行の沿岸特許制度で対応可能と考えられる。 また、特区要望が受理されたとしても、当該特区の現状認識(規制緩和と要望の理由)についての意見は下記の通りである。</p> <p>① 内航輸送の需要が急拡大するとの前提のもとにカボタージュ規制を事前に緩和することは当を得ていない。 ・内航総連合会公表の「国内フィーダーに関する研究」H23-10(下表)によれば、京浜港における接続費用(フィーダー船の荷役費用、横持費用、母船荷役費用)の総額は、釜山港における接続費用総額の20'コンテナは3.6倍(¥29,9509)、40'コンテナは3.17倍(¥37,950)と格差が大きい。国内輸送需要の急拡大はこの改善が前提となる。スーパー中枢港湾構想においても目標も達成出来なかった課題に対し、補助金頼みでの需要拡大には長期的に見て限界がある。韓国フィーダーの価格格差の主たる原因となっている国際コンテナ港湾のターミナルコスト高について、その荷役、経営の合理化によるコスト削減が最大の課題である。しかしながら、その課題をクリアするための具体的な工程表もないまま、船腹が不足することを前提に国是を変更することは当を得ていない。</p> <p>・仮に、一時的に船腹が大幅に不足し、日本経済に支障が出る場合等に備え、沿岸特許制度があるのであって、東日本大震災時においても外国船社の京浜港抜港による緊急的なフィーダー船の船腹不足に対して国交大臣は、沿岸特許で対応した。内航船で輸送できる恒常的な輸送或いは緊急性のない輸送に対し安易に沿岸特許を与えることは、関係者が目標としている内航コンテナ船の大型化、船腹量の拡大に水をさすこととなり反対であるが、事情止むを得ない場合は、現行の法制度のもとで沿岸特許による輸送で対応することが可能である。事前に包括的を規制緩和を行う必要は全くないと思料する。</p> <p>② カボタージュ規制があるから内航船のコストが高いと断定するのは事実誤認である。 内航総連合会「国内フィーダーに関する研究」H23-10(下表)によれば韓国フィーダーと国内フィーダーの総コスト格差(内航フィーダーコストの割高部分)は、平均で20'で¥34,350、40'で¥37,600もの格差がある。しかしながら、20'ではその額の85%、40'では85%が陸上部分(フィーダー船の荷役費用、横持費用)で発生している。横持費用が掛からない場合であってもその格差は大きい。国内フィーダー料金には、積み揚げコストが含まれていて、その料金の40%前後を占め、韓国フィーダーとの料金格差(割高部分)の主たる原因となっている。特に、京浜港におけるフィーダー船のターミナルコストが高い結果が出ている。他方、内航フィーダー料金の割高部分の要因として日本人船員であるためにコスト高であるとの指摘があるが、船舶法は、船員に対する規制を全く行っていない。これは、船舶法上のカボタージュ規制ではなく、内航船に原則日本人船員の配乗が義務付けられているのは、日本国内における港湾労働者も含めた我が国における陸上外国人労働者の受け入れに関する労働政策に基づく規制からである。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見																																																																																																								
国際	公表：国際 No.4 申請主体名：東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称：京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区	<p>③ カボタージュ規制は、世界のグローバルスタンダードとして、アメリカ合衆国をはじめ中国・インドを含むアジア諸国、ドイツ・フランス・イタリアを含むヨーロッパ諸国、ブラジル・アルゼンチンを含む中南米諸国など海岸線を有する殆どの国で実施されている。そして、アメリカ合衆国をはじめ多くの国々は、外貨であれ内貨であれ貨物(人も含む)の国内間の輸送をカボタージュ規制(航空も同様)の対象としている。</p> <p>④ また、内航コンテナ船は、有事における緊急輸送に極めて有効であることから、国は、国民保護法に基づき有事における内航輸送の従事命令(武力攻撃事態対処法に基づく住民の避難・避難住民等の救援・攻撃による災害への対処等国主導で措置)、を発することができるよう有力コンテナ運行船社が特定事業者を指定している。このように、有事或いは地震・火山爆発等災害時に有用なフィーダーコンテナ船社を窮地に追いやるような施策をとることは当を得ていないと料する。</p> <p>(参考)アメリカ合衆国のMARADによればカボタージュ規制は、防衛、雇用、一般経済の確保を目的とするために強い自国商船隊を保障するために実施されていると述べ、彼らの調査(53カ国からの回答)によれば、カボタージュ規制は、自国商船の発展、自国労働者及び産業優先、国家安全保障・国内経済保護等の観点から実施しているとの回答があつて、海運国は、明らかに自国の商船隊を重んじ、国の生命維持に不可欠な活動を他国の手に委ねたくないとしている。</p> <table border="1" data-bbox="1319 483 2094 871"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>コンテナ種別</th> <th>フィーダー船 ターミナル料金</th> <th>ターミナル間 横持ちトラック料金</th> <th>大型母船 ターミナル料金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">釜山港</td> <td>20'</td> <td>¥3,600 (\$ 40)</td> <td>¥1,350 (\$ 15)</td> <td>¥6,300 (\$ 70)</td> <td>¥11,250</td> </tr> <tr> <td>40'</td> <td>¥5,400 (\$ 60)</td> <td>¥2,250 (\$ 25)</td> <td>¥9,900 (\$110)</td> <td>¥17,550</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阪神港</td> <td>20'</td> <td>¥8,500</td> <td>¥7,500</td> <td>¥19,000</td> <td>¥35,000(¥27,500)</td> </tr> <tr> <td>40'</td> <td>¥9,500</td> <td>¥8,000</td> <td>¥28,500</td> <td>¥46,000(¥38,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">釜山港との格差</td> <td>20'</td> <td>¥4,900</td> <td>¥6,150</td> <td>¥12,700</td> <td>¥23,750(¥16,250)</td> </tr> <tr> <td>40'</td> <td>¥4,100</td> <td>¥5,750</td> <td>¥18,600</td> <td>¥28,450(¥20,450)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">京浜港</td> <td>20'</td> <td>¥9,500</td> <td>¥12,000</td> <td>¥19,000</td> <td>¥40,500(¥28,500)</td> </tr> <tr> <td>40'</td> <td>¥14,500</td> <td>¥12,500</td> <td>¥28,500</td> <td>¥55,500(¥43,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">釜山港との格差</td> <td>20'</td> <td>¥5,900</td> <td>¥10,650</td> <td>¥12,700</td> <td>¥29,250(¥17,250)</td> </tr> <tr> <td>40'</td> <td>¥9,100</td> <td>¥10,250</td> <td>¥18,600</td> <td>¥37,950(¥25,950)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1319 916 2130 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地方港</th> <th rowspan="2">接続</th> <th colspan="2">海上部分費用</th> <th colspan="2">陸上部分費用</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>20'</th> <th>40'</th> <th>20'</th> <th>40'</th> <th>20'</th> <th>40'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">平均</td> <td>国内</td> <td>¥24,200</td> <td>¥34,500</td> <td>¥46,850</td> <td>¥61,800</td> <td>¥71,050</td> <td>¥96,300</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>¥15,600</td> <td>¥28,750</td> <td>¥21,100</td> <td>¥29,950</td> <td>¥36,700</td> <td>¥58,700</td> </tr> <tr> <td>格差</td> <td>¥8,600</td> <td>¥5,750</td> <td>¥25,750</td> <td>¥31,850</td> <td>¥34,350</td> <td>¥37,600</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>25.0%</td> <td>15.3%</td> <td>75.0%</td> <td>84.7%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	港名	コンテナ種別	フィーダー船 ターミナル料金	ターミナル間 横持ちトラック料金	大型母船 ターミナル料金	合計	釜山港	20'	¥3,600 (\$ 40)	¥1,350 (\$ 15)	¥6,300 (\$ 70)	¥11,250	40'	¥5,400 (\$ 60)	¥2,250 (\$ 25)	¥9,900 (\$110)	¥17,550	阪神港	20'	¥8,500	¥7,500	¥19,000	¥35,000(¥27,500)	40'	¥9,500	¥8,000	¥28,500	¥46,000(¥38,000)	釜山港との格差	20'	¥4,900	¥6,150	¥12,700	¥23,750(¥16,250)	40'	¥4,100	¥5,750	¥18,600	¥28,450(¥20,450)	京浜港	20'	¥9,500	¥12,000	¥19,000	¥40,500(¥28,500)	40'	¥14,500	¥12,500	¥28,500	¥55,500(¥43,000)	釜山港との格差	20'	¥5,900	¥10,650	¥12,700	¥29,250(¥17,250)	40'	¥9,100	¥10,250	¥18,600	¥37,950(¥25,950)	地方港	接続	海上部分費用		陸上部分費用		合計		20'	40'	20'	40'	20'	40'	平均	国内	¥24,200	¥34,500	¥46,850	¥61,800	¥71,050	¥96,300	韓国	¥15,600	¥28,750	¥21,100	¥29,950	¥36,700	¥58,700	格差	¥8,600	¥5,750	¥25,750	¥31,850	¥34,350	¥37,600	比率	25.0%	15.3%	75.0%	84.7%	100%	100%
港名	コンテナ種別	フィーダー船 ターミナル料金	ターミナル間 横持ちトラック料金	大型母船 ターミナル料金	合計																																																																																																					
釜山港	20'	¥3,600 (\$ 40)	¥1,350 (\$ 15)	¥6,300 (\$ 70)	¥11,250																																																																																																					
	40'	¥5,400 (\$ 60)	¥2,250 (\$ 25)	¥9,900 (\$110)	¥17,550																																																																																																					
阪神港	20'	¥8,500	¥7,500	¥19,000	¥35,000(¥27,500)																																																																																																					
	40'	¥9,500	¥8,000	¥28,500	¥46,000(¥38,000)																																																																																																					
釜山港との格差	20'	¥4,900	¥6,150	¥12,700	¥23,750(¥16,250)																																																																																																					
	40'	¥4,100	¥5,750	¥18,600	¥28,450(¥20,450)																																																																																																					
京浜港	20'	¥9,500	¥12,000	¥19,000	¥40,500(¥28,500)																																																																																																					
	40'	¥14,500	¥12,500	¥28,500	¥55,500(¥43,000)																																																																																																					
釜山港との格差	20'	¥5,900	¥10,650	¥12,700	¥29,250(¥17,250)																																																																																																					
	40'	¥9,100	¥10,250	¥18,600	¥37,950(¥25,950)																																																																																																					
地方港	接続	海上部分費用		陸上部分費用		合計																																																																																																				
		20'	40'	20'	40'	20'	40'																																																																																																			
平均	国内	¥24,200	¥34,500	¥46,850	¥61,800	¥71,050	¥96,300																																																																																																			
	韓国	¥15,600	¥28,750	¥21,100	¥29,950	¥36,700	¥58,700																																																																																																			
	格差	¥8,600	¥5,750	¥25,750	¥31,850	¥34,350	¥37,600																																																																																																			
	比率	25.0%	15.3%	75.0%	84.7%	100%	100%																																																																																																			

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	<p>公表:国際 No.4 申請主体名:東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称:京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区</p>	<p>今回特区申請を行った東京都、川崎市、横浜市は、各港湾部局の連携機関として「京浜港連携協議会」を設立し、今年9月に「京浜港の総合的な計画」を取りまとめ、戦略港湾としてのあり方を論じている。その中で、「(前略)京浜港へ貨物を集中させるためには、内航船によるコンテナ輸送の活性化が重要な手段である」として、「内航船による強力な集荷体制を構築し、京浜港を中心とした内航船を介した物流大動脈の形成を目指していく」と述べている。</p> <p>一方、今回の申請で「集荷力の強化」として「内航コンテナ輸送におけるカボタージュ規制の緩和」を主張しているが、双方の構想には矛盾があり、支離滅裂と言わざるを得ない。</p> <p>仄聞するところによれば、京浜3港の港湾当局者は、戦略港湾への将来的な貨物の集中が起きたときの輸送力の確保として、ある種保険的な意味を持って将来における限定的なカボタージュの緩和という内容を特区申請の中に織り込んだようであるが、これこそ独善的でまた内航海運業界を侮辱している非常に失礼な発想である。</p> <p>古来より、船あつての港であり、港あつての船であり共存共栄の精神で互いに発展してきた。それなのに今回のカボタージュ緩和申請は、内航側に何の打ち合わせも無く、勝手に内航業界の将来的な潜在能力まで決めつけ、カボタージュの緩和に言及している。</p> <p>本来ならば、戦略港湾をいかに成功させるかということで港湾業界と海運業界が建設的な話し合いを行い、輸送力の確保についても両者が絶えず連絡を取って能力不足にならない様にするのは内航海運業界の当然の責務である。</p> <p>しかし、今回の特区申請は、このような当然踏まえなければならない手続きをすべて飛び越したまさに独善的なものである。</p> <p>この様にこの申請は、本来の計画と矛盾する考えが盛り込まれた辻褃の合わないものであり、ずさんな作業が伺える。よって本申請を審査される皆様におかれましては、カボタージュの本質を理解され、さらにこの様なずさんで近視眼的な申請については、適切な対処されるようお願い申し上げます。</p>
国際	<p>公表:国際 No.4 申請主体名:東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称:京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区</p>	<p>①京浜港に寄港する邦船社は沿岸特許により既に国内輸送を行っており新たにカボタージュを緩和しても受益者は外航船社の一部だけに留まり釜山より戻るコンテナ数及び期待される経済効果は大した金額ではない。これに対してコンテナフィーダー事業に従事している内航海運船社、船員、造船会社の雇用が喪失される事になり、カボタージュ緩和によって得られる経済効果に比べ失われるものがはるかに大きい。</p> <p>②カボタージュ緩和の背景に内航コストの削減が目的であるならば、フィーダーコストの割高部分の8割を占める陸上関係費用の格差是正が急務である。</p> <p>③内航フィーダー会社の競争相手は韓国を始めとする外国船社でありこれは民間企業の競争力のみならず国家政策を担った船社との競争となっている。釜山埠頭公社による韓国フィーダー支援に対抗するには地方の港湾管理者の力では不足しており国家による内航フィーダーの支援体制を構築すべきである。</p>
国際	<p>公表:国際 No.4 申請主体名:東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称:京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区</p>	<p>①内航フィーダー船が不足するとしてカボタージュの規制緩和を要求することについて</p> <p>船腹が不足すると予想される場合は、内航フィーダー船社が新造船の建造を行えば対応できる話であり、カボタージュの規制緩和に直接的につながることは理解し難い。暫定措置事業が新造船の建造に問題とあらば、そちらの問題で何らかの対応を図ればよく、内航総連も負担金の軽減は配慮済みと聞く。</p> <p>建造が間に合わない場合は、やむを得ないが「沿岸特許制度」で対応できるはずである。</p> <p>②コストが高いという理由でカボタージュの規制緩和を要求することについて</p> <p>内航フィーダーの運賃には、海上部分の費用と港湾部分の費用が含まれている。これを分析することなく、コストが高いとするのは理解し難い。</p> <p>内航総連の発表によれば、確かに内航フィーダーの料金は韓国船社のもより高いものの、その8割は港湾部分の費用が寄与しているという。</p> <p>今回のカボタージュ規制緩和の要望が、このような分析の上に立ったコスト論を展開しているかどうか、はなはだ疑問に感ずる。</p> <p>③港湾管理者の努力と戦略港湾の目論見の違いについて</p> <p>現在、港湾管理者の多くは地方自治体である。ここ20年ばかりは、各港湾管理者は「国際」コンテナ港湾を目指して、ガントリークレーンを設置し、各種のインセンティブを設けて外航船の寄港を図ってきた。そして、それをアピールしながらポートセールスを実施してきた。この動きは、コンテナを内航フィーダーで戦略港湾に集中させる目論見に反するものである。この動きを規制しない限り、コンテナの集中はあり得ない。しかし、港湾管理が地方自治体に任されている以上、この動きを国が規制することは困難と思われる。</p> <p>したがって、戦略港湾だけの問題ではなく、地方港の港湾管理者も入れたフィーダー輸送網の構築について、検討する場が必要である。</p> <p>④経済安全保障とカボタージュ問題について</p> <p>先の東日本大震災における外航船社の動きをみれば、災害時の経済安全保障上、日本人船員の乗船した日本籍船が必要であることは理解できたはずである。すでに、沖縄航路でカボタージュ規制の一部が緩和されたが、これに続くような緩和が実施されれば、なし崩し的に緩和が広がるものと心配される。そうなれば、わが国の内航業者は廃業に追い込まれるであろう。それは、わが国の経済安全保障上、大きな問題を抱えることになる。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	<p>公表：国際 No.4 申請主体名：東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称：京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区</p>	<p>●現状、韓国・釜山港の港湾整備について 内航海運におけるカボタージュ規制の議論は、従前より水面を境に、幾度となく浮き沈みを繰り返し、なかなか結論が出にくい複雑な環境下にゆえの状況であると認識しています。</p> <p>特に、コンテナ関係において、阪神大震災が、本邦のコンテナ輸送に大きな打撃を与え北米、東南アジア、ヨーロッパ、その他各方面と往来するコンテナ船のハブ港が、神戸港・阪神港から釜山港仁川港にとって代わられた経緯。これを期に、韓国は官民あげた取組みにより積極的に効率化に向けた港湾整備を実施、みるみるうちに確固たるハブ港を作り上げた実績。当時の釜山港の港湾整備状況を目のあたりにしましたが、プロジェクトの大きさを驚いたことを記憶しております。結果、私ども企業は、費用負担の少ない低コスト港の釜山港を選択しない訳にはいかず、当社も韓国のハブ港を利用する方向に導かれました。これを踏まえ、我が国についてはどうかと考えたところ、日本国の国益たるもの政策が、後手に回っているのではないかと感じることがあります。加えて悪いことに至近の円高水準が拍車を加えている環境ではあるが。</p> <p>●需要が急拡大するのか？ さて本題にかかる京浜3港のカボタージュ規制緩和についての議論にかかる前提に『内航輸送の需要が急拡大した場合、・・・』とありますが、果たして、急拡大するか？ 前提とされる”需要が拡大するという”議論の掘り下げ(根拠)の深化は如何ほどされているのか？</p> <p>●近隣諸国がカボタージュ規制を堅持している理由を、政府はどう受け止めているか？ たとえ、特区に限定的だとはいえ、外航貿易船舶に、本邦の開港を複数廻らせることを許可する政策をとるのであれば、我が国に所属する船団にも、韓国やその他の国のカボタージュ輸送の門戸を開かせるなどの外交政策をワークしてもらえないのか？ どうも、本邦に所属する船舶は、本邦外でのカボタージュ規制を受けるのに、日本に寄港する外航貿易船舶だけ(限定はしているものの)許可される不公平感には、納得がいかない。現在、昭和42年代から議論され船腹過剰を解消するための措置の延長線上で暫定措置事業の再構築を行っている状況下でありながら、このたびのカボタージュ規制緩和の話は、内航海運業界の事業範囲を更に狭めることになる。”船腹が不足するから？” ”ハブ港の拠点確立の為？”を取り戻すという理由で、外航貿易船を投入するというのは、あまりにも短絡的に思える。これは、単に、内航海運業者の弱体化を助長し、更なる内航船腹の減少に繋がってしまう。</p> <p>●内航船舶が不足？(釜山T/Sの半分の50万TEUを輸送需要は短期間に増加？) 港湾戦略の取組みで50万TEUの輸送需要が短期間に発生するということがありえるのだろうか？ ならかな需要増加なら内航コンテナ船の建造・投入でことが足りないのか？</p> <p>●カボタージュ解禁の行末への不安(内航船減少に拍車がかかるのでは) また、この度は、コンテナ輸送に限定した規制緩和となっているが、仮に異なる輸送品目に当てはめた場合、同様の船腹不足が発生した場合、また、その品目も、将来、カボタージュ解禁検討が進んでいくのではないかと不安を抱かざるを得ない。その結果、更なる内航船舶の稼働機会が減少していくのは明白である。</p> <p>●外航貿易船の船員労務負荷についての議論をどのように考えているのか？ 韓国の釜山港などは、比較的一点に集中したハブ港となっているが、一方、日本の京浜港は中途半端に広い。仮にカボタージュ規制緩和を行い、外航貿易船が、東京湾内で入港する港ごとに出入港を繰り返すことになれば、その船舶のシフトが多数発生することになる。通常、出入港にかかる時間を1港1バースあたり、仮に3時間とした場合、3バースとなれば、出入港作業だけで、9時間をかけることになる。これに航海シフトを加えた場合、船員の休息時間が極端に短くなり安全運航に支障が生じることにならないか？ また来年度の実施が見込まれるILO海上労働条約(国際条約)にかかる労働時間との関係は見込んでいるのか？ (当社では過去に内航コンテナフィーダー船を運航させたことがある。瀬戸内フィーダー輸送において、神戸港などでは、1日に3バース、内航船舶の乗組員6名での運用実態においても、休息時間がとれず、安全運航に大きな不安を抱いた。)</p> <p>●外航貿易船の港費にあたる、トン税、入港税の減免措置等の対応 数年前より航空業界において旅客機の空港使用料についての議論がなされ、関西空港などは、近隣諸国空港より高い着陸料を支払う実態がメディアで取り上げられたことがある。船舶では、これに代替するものとして、トン税、入港税、岸壁使用料などが対象となると思うが、これらの時限的な減免措置検討では対抗できないものか？</p> <p>●まとめ 韓国からハブ港を奪還し、本邦に大型外航船舶を多数受け入れる日本のハブ港化は、まさしく望ましいことである。また本邦のハブ港を拠点として、韓国、中国にフィーダー輸送を行えば、数量やスケールメリットで我が国の国益につなげることが出来る。しかしながら、肝心要な、大型外航コンテナ船の寄港地(ハブ港)として、京浜港の魅力は、一体何なのであろうか？ このこと(大型外航コンテナ船の入出港)がハッキリしない限り、外国船社は、本邦京浜港をハブ港とし、認知しないのではないのか？この度、フィーダー輸送の門戸を開くということになると、おそらく近海輸送船社(大型船だと港費が掛かり過ぎる為)用だけに開放されており、日中韓のコントロールによる韓国人、中国人などの船員が乗組んだフィーダー船になると予想している。また、これらのフィーダー船舶に対抗する本邦内航輸送船は、価格競争力がないものと想像がつく。(暫定措置事業による余分な建造納付金という高い賦課金が課せられている内航船舶と外航貿易船の勝負では、内航船舶は全く太刀打ちできない)このような状況では、現時点の内航船舶の殆どが価格競争力がないということを意味する。つまり、この行く末として、”本邦の内航船舶の消滅への一途となるのではないか”ということ非常に危惧している。なぜなら、門戸を開放して参入してくる船会社となりえるのは船員費の安い発展途上国の船団だけだからである。国家の安全保障、自国船員による安定輸送、自国船員の雇用確保などの観点から、我が国の船員による輸送手段を本当に真剣に考えていただけるのであれば、韓国、中国のように、カボタージュ規制を堅持すべきと考える。いったいなぜ他国がカボタージュ規制を継続しているのか？ その理由を調査していただき、それを理由を開示していただきたいものです。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	公表:国際 No.4 申請主体名:東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称:京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区	「内航コンテナ輸送におけるカボタージュ規制の緩和」に反対する (理由) 日本という国は島の集合体である。それ故、国内輸送の基幹は内航海運である。カボタージュ規制に風穴を開ければ、その風穴は大きく広がる恐れがある。大災害を含む有事の際に、外国人船員は全くあてにならない。外航海運において、日本人船員が激減してしまった今日、日本人船員を育てる場は内航海運しかない。カボタージュ規制は、国家の安全保障や国民経済安定のために堅持するべきである。
国際	公表:国際 No.4 申請主体名:東京都、神奈川県川崎市、横浜市 申請特区名称:京浜港国際コンテナ戦略港湾総合特区	京浜3港のカボタージュ規制解禁に関する考え方 1. 戦略港湾の取組みに対するカボタージュ規制緩和要請に対する意見 ① 取組みが急拡大した場合、内航フィーダー船の船腹量が不足することは否めないが、カボタージュ規制緩和に踏み切った場合、コスト競争だけに傾き内航コンテナ船社の経営悪化を招き、結果としてさらに外国籍船に依存することが予想される。 ② 内航コンテナ船の競争力を確保した上でとの考えも、取巻く法律やコストに大きな差がある中で、コストだけで比較競争することは困難。 ③ 総量、寄港地、期間等を限定したカボタージュ規制の緩和要請も、規制解禁に向けた条件であり、現実的に考えた場合、さらに条件緩和に向けて要請されることは必ず。 ④ カボタージュ解禁の要望よりも、競争力において一番の原因は港湾料金であり、その問題解決なくしてカボタージュ規制緩和は納得できない。 ⑤ 沖縄に続いて、京浜3港が解禁になれば他港も同様に要請し、カボタージュ規制そのものの解禁に向けた展開になるのではないかと。内航海運の現状や将来を踏まえてではなく、コスト競争だけでカボタージュ規制の問題が取りざたされることは疑問である。 2. まとめ 京浜3港のカボタージュ規制解禁は反対。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	<p>公表：国際 No.9 申請主体名：京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市 申請特区名称：関西イノベーション国際戦略総合特区</p>	<p>左記総合特区申請に関しては、その提案書における規制の特別措置の中には日本の医療制度・社会保障制度を根底から揺るがしかねない様々な問題点を多く包含しているため、その具体的問題点を下記に指摘し、反対意見とする。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療法上の問題点 <ul style="list-style-type: none"> ・治験・臨床研究に係る病床規制の特例 ・臨床開発に係る病床規制の手続き簡素化 ・株式会社による病院経営を可能とするための規制緩和 ・採血を実施する場所の構造設備に関する条件緩和 2. 医師法上の問題点 <ul style="list-style-type: none"> ・海外の医師免許、看護師資格の日本での認可に関する規制緩和 ・外国人医師等の臨床修練制度に関する権限委譲 外国人医師臨床修練に係る問題 ・外国人医師等に対する医療機器トレーニングの実施 ・外国人医師等の臨床修練制度の修練期間の延長 外国医師臨床修練に係る問題 3. 薬事法上の問題点 <ul style="list-style-type: none"> ・先進医療(健康科学)に関する評価機関の創設 ・薬監証明の電子化、簡素化のための医薬品等輸入監視要領の緩和 ・製造販売用医薬品等輸入届の電子化、簡素化のための規制緩和 4. 健康保険法上の問題点 <ul style="list-style-type: none"> ・研究用原子炉を利用したホウ素中性子補足療法の高度医療認定 ・統合医療に係る保険外併用療養費制度の適用 ・保険診療と保険外診療との併用を可能とするための規制緩和 ・高度医療に関する権限委譲 ・ICTを活用した診断等の対面原則の緩和及び診療報酬制度適用 <p>以上は、単に現行法上において問題であるばかりか、日本の公的医療保険制度に大きな影響を与え、国民が医療を平等に享受できる権利を著しく侵害し、なし崩し的に日本の皆保険制度を根底から崩壊させる危険な要素を包含している。憲法に謳われ、しかも国民が平等に享受を保障されている生存権、幸福追求権など国民生活を保障する基本的人権に深くかかわる重大な問題である。</p> <p>医療法の第1条には、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする」とその理念が謳われているが、総合特区によって一部の地域に医療法の規制が緩和されると、今まで構築されてきた医療提供体制に不均衡を生じるとともに、単に特定地域の経済活性化の観点から総合特区が認められるとすれば、公的医療保険制度を圧迫しかねない。</p> <p>だれもが、いつでも、どこでも医療を受けることができる現在の国民皆保険制度を堅持するためには、医療法に規定されている医療の非営利性を確保は極めて重要であり、株式会社の医療への参入は非常に問題である。利潤の追求を至上命令とする民間営利企業により、保険外併用療養が拡大され混合診療が推進されると、一部の富裕層にのみ先進医療を受けることが出来るような医療提供体制となり、新技術の公的医療保険への適用が遅れ、大多数の国民は最新の医療を享受することができない。</p> <p>技術革新や経済活性化は国民にとり、非常に喜ばしいことであるが、その果実は全ての国民が平等に享受できるものでなければならない。</p> <p>また、海外の医師、看護師資格で、日本国内での医療行為に従事させるという規制緩和を許すと、日本の医療の質に大きな不安がぬぐえない。</p> <p>新しい医療技術、医薬品、医療機器、医療設備の審査、承認は安全性、有効性に十分に配慮したものである必要があり、手続き緩和は極めて慎重にすべきである。</p> <p>規制緩和してよい分野と、規制緩和をしてはいけない分野については十分な国民的な合意が必要で、特に、医療分野については国民の健康に直結する非常に重要な問題であり、徒に規制緩和はすべきではない。</p> <p>以上の諸点から、規制緩和については医師会等医療関係団体と事前に十分協議をし、合意することを要望する。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	<p>公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区</p>	<p>当該申請特区は、高松市丸亀地区をはじめとする地方都市における中心市街地の活性化に積極的に取り組むとともに、活性化に大いなる実績を築いてきた「まちづくりシーブネットワーク」をはじめとする「まちづくりのプロチーム」が手掛けるものである。これまでに、活性化に対するチームの活動は、従来の既成概念を打破するとともに、斬新なアイデアや手法の開発などが「都市計画学会石川賞」「MIPIM 2011年度将来プロジェクト部門グランプリ」を受賞するなど内外に広く評価されているところである。その地方都市の活性化の可能性を追い求める活動の中から生まれてきたものが、地域資源を活用しクールジャパンを具現化する「ライフスタイルのブランド化による持続可能なまちづくり」であり、総合特区の指定により従来事業推進の障害となっていたものの多くが取り除かれ、事業推進に大きく前進できるものと期待される。この特区で構想しているファイナンス面に着目するだけでも、5都市がネットワークすることが地域ファンドの成立可能性を高めるとともにリスクを分担させ、さらに国際的な投資家グループ(MIPIMでの知名度は抜群)やSRI(社会的責任投資)などの参加可能性をたからしめるとともに、我が国に、オルタナティブ・ファイナンス(ソーシャル・ファイナンス、コミュニティ・ファイナンスともいう)等、今後我が国へのPPPの推進に必要な不可欠の「地域内資金循環システム」や「意思のあるお金による地域ファンド」の形成に大いに寄与するものと考えられ、当該特区における実践や経験が、他の地方都市の活性化は勿論のこと震災地区の再生への大きな足掛かりになるものと考えられる。</p>
国際	<p>公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区</p>	<p>総合特別区域第一次申請国際戦略総合特区の申請書を拝見しました。11件の申請はいずれも地域に根ざした内容となっておりますが、中でも目をひいたのは、No.10「香川県高松市、坂出市、滋賀県長浜市、静岡県沼津市、島根県浜田市」等が申請主体となった「人口減少社会における持続可能なまちづくり」です。他の申請がほとんど1地域を想定しているのに対して、本件は4件5都市対象にした点が特徴的でした。人口減少、高齢化は今後、先進国が進む一般的な方向ですが、日本はその後、先端を切り開いていかなければなりません。その中で、真に活力のある地方都市をいかに維持・再生していくかは重要な課題であります。この申請者たちの取り組みは、2008年度、2011年度におけるMIPIMでの受賞からも、国際的に高く評価されていることがうかがえます。このような取り組みを通して、日本の地方都市が活力を取り戻すと共に、その考え方、手法等が国際的に発信されることは大変意義深いことだと考えます。</p>
国際	<p>公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区</p>	<p>日本のこれからを考えてみれば、持続可能型社会への転換は必須である。そこで、地方(ローカル)エリアのオリジナリティのあるライフスタイルを軸にした「皆が暮らしたくなるようなまちづくりを目指す」今回のこのプランに大いに期待したい。</p>
国際	<p>公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区</p>	<p>日本一小さな香川県は、コンパクトシティを形成するには最適地と考える。そこに暮らす一市民として、本企画はこれから日本の地方都市が目指すべき理想型を体現したプランだと思うので、ぜひ実現することを期待したい。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区	国内外で建築に携わってきた者として、課題や解決策に共感できる。特に地方において、中心市街地の活性化には従来と違った商業・産業振興の手段や、既存の建築を活かすための制度が必要だと感じる。 この施策が実現し、日本の地方の再生策として広がっていくことを期待する。 人口減少は、特に日本で進んでいるが、今後国外でも同じ課題を抱える国が増えてくると考えると、国際的にも先進的な取り組みになるのではないかと考える。
国際	公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区	他の申請のような一自治体や近接する自治体同士の連携とは違い、点在するエリアが互いにリンクし合う形がまずもって、根拠としての可能性を秘めた特区のあり方だと思います。IT 社会においてネットワークやリンクは物理的距離を離れて行うことは可能ですし、その中でさらに個々を強化することによって同心円的に広がる可能性とは違う、拡散したものを束ねることによって生まれる可能性を「総合特区」という制度でバックアップすることにより、ぜひ創出して頂きたいと思えます。
国際	公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区	地方の街を訪れるとき、いつも私はその地の固有の文化に触れることを楽しみにします。そして、その街の人々が彼らの固有の文化を誇りに思い、生き活きと受け継いでいる姿を見ると、心が動かされます。同時に、そのことに並々ならぬ情熱と、時には私財をも注いで努力している人々がいると知ります。 ただ、一方では、このような地方の街の中に、あらかじめ用意されたものでなく自分たちの発意とアイデアによって文化を継承発展させようという情熱を持ちながらも、思うようにそれを実現できない人々が、特に若年層を中心にした世代に多くいることにも気がつきます。 彼らが大都市の文化に憧れる気持ちを合わせ持つことは容易に想像できますが、それでもこの地に留まって活動しようとする理由は、大都市に飲み込まれるより、むしろグローバルな視点に立って世界と連携しようということだと気がつくべきだと考えます。 しかし、残念ながら、これまでの日本には、地方都市の子育て世代を含む若年層＝次世代を育成するプログラムに乏しいことは否めず、当然ながら、次世代の育成には、ここまで文化を守り継承してきたコミュニティの中心層との協力が不可欠であり、それが持続可能な社会に繋がるものと思われれます。 この『人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区』には、わくわくするような独自のプログラムが組まれていて、地方都市の未来像が実現可能なものとして示されていること、また申請主体の地域にはそれに相応しい文化的な土壌と市民の力があることから、その実現を期待するものであります。
国際	公表:国際 No:10 申請主体名:高松市・坂出市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称:人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区	5都市のネットワーク、ライフスタイルをプロダクトとして地域経済力を確保し、持続可能なまちづくりを進めていくといった視点は先駆的であり、期待が持てる。 一方、先駆的な発想と戦略であるがゆえに実現性の面に不安があること、「ライフスタイル」というプロダクトが不可視であることなど、具体的なイメージがわからないといったことが懸念される。とはいえ、総合特区制度を活用した先駆的モデルになりうる期待感は大きく、積極的に応援したい。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
国際	<p>公表：国際 No:10 申請主体名：高松市・坂南市・長浜市・沼津市・浜田市 申請名称：人口減少社会における持続可能なまちづくり：ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区</p>	<p>科学技術、医療、エネルギーも日本の重要なテーマですが、それだけで日本の再生が果たせるとは思えません。本提案は、地域社会のもっとも本質的・基礎的な部分の再生に焦点を当て、しかもそれを、実現させる方法を示したすぐれた提案であると考えます。</p> <p>たとえば、科学技術の開発にたずさわる人びとの生活や環境が貧しくてはろくな成果は期待できません。しかしそのような人びとのための生活環境として目指すべきは、六本木ヒルズや東京ミッドタウンのような大規模都市開発だけではありません。そのような開発は、世界のどこでも見られるようになりました。そして、今改めて新鮮かつ美しく見えるようになったのは地方の都市の町並みや集落です。</p> <p>もっとも、それらは20世紀の開発の爪痕でひどく痛んでいます。農地や緑地を蚕食したまま立ち枯れ状態の郊外、シャッター通りの商店街、郊外ロードサイドの空地・空店舗、空室だらけのマンション、手入れのされなくなった森や耕作放棄地など、経済が右上がり時代の爪痕が無惨な姿をさらしています。しかし、20世紀(戦後の高度成長期以降といふべきか)というレイヤーを取り払うと、そこには、基盤となる自然、それに依拠した本来の町並みや集落の姿が浮かび上がります。有形な資産以上に、無形の資産は根強く受け継がれてます。普段は少しくたびれた町並みに、お祭りになると、どこにいたのかと思うほどの人々が出てきて町が活気づきます。</p> <p>日本がとりもどすべきは、このような地域の唯一無二の資源を再発見・再評価し、磨きあげていくことであるべきです。都市と農村が相互に助け合う田園都市を再構築することであるべきです。そして、世界がうらやむような、魅力溢れる、豊かで清潔で住みやすい成熟社会のモデルをつくりあげることです。そうして初めて、科学技術の開発にたずさわる人びとにふさわしい豊かな生活をおくることのできる環境が生まれると考えます。医療技術が本当に生きる環境が生まれると考えます。世界の人びとが訪れる国になります。</p> <p>本提案は、このような課題を、①コンパクトシティの実現、②ライフスタイルのブランド化という二本柱を立て、それを志を同じくする都市が、国際戦略のもとで、連携するという枠組みを提案しています。①、②とも実績にもとづいた提案であり、地域の再生という課題については、ほとんど唯一の方法だとさえ思います。ぜひ実践してもらいたい提案と考えます。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	<p>特区は、我々映像産業にかかわる者にとっての長年の夢です。映像都市、創造都市化とお題目をとんでも、従来の縦割り行政の中では困難が多すぎます。日本の行政改革の意味も含め映像特区を実現したいと考えています。すでに3年前から北海道経済産業局の主催で、フィルム北海道ネットワークを立ち上げ様々な協議をして来ました。行政を含め民間団体のコンセンサスはすでにとれており、まずは特区を指定して頂き、更なる条例・規制緩和を図ることができれば、国内はもとより海外撮影隊への札幌の優位性が更にアピールできると考えます。</p> <p>現在も既に定着している札幌ブランドを活用し、より積極的に誘致活動を展開していきたいと考えています。</p> <p>更にマーケットの拡大は観光等、他産業への波及効果も絶大で、北海道産業全体を押し上げる効果があることが期待できます。</p> <p>特に海外からの撮影隊の誘致が増えるということは通貨の単純増になります。震災復興のための国民負担増の軽減効果も絶大と考えると、今まさしく日本に必要な「特区」と言えるでしょう。</p>
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	<p>札幌で飲食店を営むもの立場からパブリックコメントを送らせていただきます。</p> <p>今回の札幌コンテンツ特区申請には、非常に期待しています。北海道でも様々なカタチで観光インバウンドのプロモーションが行われていますが、やはり映像(映画)を通してのプロモーションは非常に強力であると考えています。</p> <p>小樽を舞台にした「ラブレター」や、道東がロケ地となった「狙った恋の落とし方」等、東アジアの人々が北海道の美しさに触れ、訪れたいと思わせる動機づけとして「映画」や「映像」からダイレクトに入る情報は、何よりも効果的であると実証されているからです。今回、札幌コンテンツ特区の申請が認められれば、札幌のみならず北海道全域に観光等の経済効果が期待できます。</p> <p>また私たちが愛してやまないこの北の都、札幌の魅力を全世界の人たちにぜひこの特区を活かし伝えていきたいと一市民として考えています。以上。</p>
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	<p>我々はインセンティブハウスとして、東アジアを中心にその受け入れ業務を行っておりますが、震災以降その数が激減しており、北海道のインバウンド対策は、一から出直しの感を強く感じております。今までのように現地でのテレビパブ露出、雑誌出稿、人脈を辿っての営業活動など短期の誘客プロモーションも必要でしょうが、韓国のように国家レベルでのコンテンツを駆使した戦略的な話題性作りやイメージ作りが求められているのだと思います。</p> <p>つまり、映画やテレビドラマ等深度のあるコンテンツを北海道から発信することで、北海道への親近感やあこがれを醸成させ北海道ファンを作り出すことができると考えるからです。</p> <p>このファン作りはインバウンドだけではなく、食を中心とした輸出ビジネスにも大きな影響をもたらすものと確信します。また、札幌コンテンツ特区はただ単純なロケ誘致に留まらず、コンテンツ流通やそれに伴うファンド、或いは素材データベースの整備等広くコンテンツの活用を意識している点で、韓国・釜山市と並ぶアジアのコンテンツハブとしての位置も狙えるのではないかと大いに期待するものです。</p>
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	<p>現在、札幌市が申請中の札幌コンテンツ特区「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」につきまして震災・原発事故を契機に、北海道・札幌市も東北地域と同じエリアとして世界に報道され、その悪影響は計り知れないものがあります。しかも長期に及びます。</p> <p>北海道・札幌の中で法人市民税を納付する地元企業として、全ての産業育成は断固として行っていただきたいわけですが、とりわけ「知的産業」への包括的育成は焦眉の課題です。そしてそれは国際レベルなものでなければなりません。</p> <p>今般の特区申請は、国への予算配慮という事ではなく、地元の底辺で必死に経済活動を続けている企業や団体、自治体が、様々な規制を取り除いて、自立活動できる実験を行いたい、そんな気持ちの表れであると考えます。</p> <p>こうした大胆な地域からの提案を、国は規制でなく逆にどんどん扇動するくらいの、発破をかけていただきたいと思います。</p> <p>人間、褒めれば実力以上の力も出る、と申します。</p> <p>とすれば、自発的動きが押しつぶされそうな社会の中で、少しでも芽が出そうな領域で必死に頑張る人たちへ、なんとか後押ししていただけることを念願しています。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	<p>몇 년전 부산영상위원회와 샷포르필름커미션의 M.O.U의 일환으로 김기훈 감독님이 샷포르에서 촬영한 단편영화를 봤습니다. 눈 덮힌 샷포르시를 보곤 “너무 가고 싶다. 나도 그 곳의 이야기를 찾아 떠나고 싶다”.라는 생각이 들었죠… 정말 천혜(天惠)의 자연환경을 가진 샷포르가 콘텐츠 특구지정은 어찌보면 당연하다고 하겠습니다. 선택 받은 샷포르… 콘텐츠특구지정으로 아름다운 환경과 다양한 이야기가 공존하는 도시로 거듭나기를 기원합니다… ^^ 한국, 부산에서…</p> <p>(事務局による意識)</p> <p>何年か前に、(私は)、キム・ギフン監督が、プサン映像委員会と札幌フィルム・コミッションのメモランダム(覚書)の(スキームの)一環で、札幌で撮影した短編映画を観ました。雪の積もった札幌市を見て、「とても(札幌に)行きたい！私も(映画の舞台となった)その物語を巡るために旅行に出たい」という思いになりました。本当に恵まれた自然環境を有する札幌市の、コンテンツ特区の指定(を受けるということは)はどう見ても当然のことだと思います。指定を受けた札幌…。コンテンツ特区指定で、(札幌市が)美しい環境と多様な(映画の)ストーリーが共にある都市として新しく生まれ変わることを願っております。韓国のプサンから。</p>
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	<p>札幌市内には、多くのデジタルコンテンツ開発企業やデザイナー、ソフトウェア開発会社などが集積しており、アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市となり得る可能性がある。</p> <p>少子高齢化による急激な人口減少が進み北海道経済の今後が懸念される中で、北海道・札幌の地域資源を活かしたコンテンツ産業は多いに将来性が期待される分野なので、総合特別区域への認定を要望するものである。</p>
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	<p>現状でも国内で唯一無二と言って良いほどの広大な自然を保有した北海道がロケーション場所として使用される需要は高いと思われ、その為の規制緩和、インフラ整備により、安定した利用者呼びこめる可能性は高いはずで。</p> <p>ロケーション場所としてだけでなく、ロケーション場所としての撮影(制作)現場に近いメリットを活用し、その制作物の処理や流通に関しても札幌市の人的資源を使用した需要が生まれてくると思われ、ロケーション場所の誘致と相乗効果によって地域活性化と使用者のメリット増大がされるはずと感じます。</p> <p>以上、稚拙ながら意見として申しあげさせていただきます。</p> <p>何卒宜しくお願い申し上げます。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	札幌では札幌国際短編映画祭が毎年開催されており、地元IT企業としても、映像制作事業と連携することで、地域活性化だけでなく、自社製品の特徴を活かすWebソリューションに映像を活用しやすくなるなどの効果があり、必要であると考えます。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	これまでの北海道は、1次産業と公共事業によって経済の活性化を図ってきたが、公共事業等が減少する中、新たな産業振興が求められている。そうした中、近年、北海道の自然・景観・四季の変化は映像ロケ地として国内外から注目されており、北海道の中心都市「札幌」の今回のコンテンツ特区申請は北海道における新たな産業(コンテンツ産業)振興の一翼を担うものであり、これが認定されれば、やがて北海道全体がコンテンツ特区を目指すことになるかと確信しています。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市は、コンテンツ特区にふさわしい資源と人材を持っている。 ・MICE振興を掲げる札幌市及び関連業界にとってまたとないチャンスである。 ・北海道及び道央地域として期待している。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	コンテンツ特区の新設による弊社のビジネスの幅を広げるとともに、札幌市の輸出産業として、コンテンツ産業を育てることで、地域活性・札幌市の国内外におけるブランディングに大きく貢献できる事業と感ずる。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	北海道は、雄大な自然や積雪などの特徴ある四季、歴史的建造物などの資源を持っており、国内の映画やCMを始め、海外、とくにアジア系の映画のロケ地として国内他地域に比べて優位性を持っています。さらに、国内有数のゲーム会社や初音ミクに代表されるユニークなコンテンツ系企業が集積しているとともに、札幌市においては国際短編映画祭などの映像・コンテンツ系イベントが数多く実施されているなど、北海道、札幌はクールジャパンを代表する地域としての資質があるものと思われます。この優位性、すなわち地域資源をより活用し、さらにビジネスとして飛躍するためには、映像・コンテンツ系のビジネスのインフラ整備、コンテンツ系企業やプロデューサーなどの企業・人材の誘致・育成が何より不可欠と思われます。今回申請されている特区の内容を見ると、ファシリティマネジメントの促進やコンテンツファンドの創出など、まさに北海道、札幌市においてより多くの映像・コンテンツ系の取組が実施され、企業が育ち、コンテンツビジネスが活性化するための方策が盛り込まれていると思われ、税の減免などの特例措置により、これらの実現性が高まると思います。この特区をきっかけとして、北海道、札幌市がコンテンツ産業の一大拠点となることを願っています。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	日本のフィルムコミッションの中で、現在経済部が所管の地域は札幌だけです。この一点をとっても他地域との認識の差は歴然です。「札幌」のネーミングも海外においてすでにブランド化しており、東京以北最大のビジネスマーケットを有し、関連産業の集積地でもあります。4年前発足した産・学・官連携の「フィルム北海道ネットワーク会議」は日本唯一の映像産業振興の為の地域ネットワーク機関で、どの点から見ても日本の中で札幌の優位性は明らかで、ビジネスモデル地区として映像特区になる条件をそなえていると考えます。またこの特区は映像業界にとどまらず、二次、三次的経済効果で各産業への波及効果はすでに実証済みで、札幌に限らず北海道民への再分配の経済効果が各地域へ「元氣」という生きる為のモチベーションを与える事が出来ます。日本再生の第一歩として、この特区は必要なのです。つまり、映像を通じ街づくりの原点に戻り、新たなコミュニティ形成に寄与できると確信しています。さらに、円高が進む中で海外から映像誘致を拡充するためには受け入れ窓口の一元化、規制緩和、条例変更、ファンドなどのインセンティブを作る必要があります。外貨を獲得し、日本の純資産高が増える事は正しく日本経済再生支援へとつながります。7年の歳月をかけ、今日にやっとこぎつけました。この夢ある特区指定に業界一同大きな期待を抱いています。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	近年、北海道では映画撮影のみならず海外からのテレビ取材が増加している。こうした取材チームの受け皿は地元テレビ局が受け持っているのが現状である。しかし個別の対応では限界がある。札幌コンテンツ特区はそうした個別、多様なニーズに対し、一元的にワン・ストップで対応する窓口として機能が期待される。実現すれば海外からのロケ件数は飛躍的に増え北海道の観光資源ともあいまって、札幌はアジアにおける映像コンテンツ都市に成長する可能性が広がる。またそれに伴う雇用の拡大や、地域経済への寄与は映像産業にとどまらず幅広い経済効果が期待される。コンテンツ特区という斬新な発想は、北海道にこそふさわしく、札幌でぜひ実現すべきと考える。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	コンテンツ特区は是非進めて欲しいと思います。映画はロケ地という資源と人的資源を使うクリーンな産業です。しかしながら、無駄遣いをすると減少していきます。これを防ぐために使った人からお金を頂き再資源化をしていきます。つまり、リサイクル産業でもあります。そして、何より人々の心に「感動」という大切なプレゼントをくれます。世界中の多くの国々はその価値を知っています。日本ではコンテンツに対する意識が未だ海外に比べ低く、コンテンツの価値に気がついていないのだと思います。一つ例を挙げれば、海外では映画の国際共同製作が盛んに行われており、映画製作の規模が大きくできるのと同時に配給先が二カ国以上に増えることで製作費の回収がしやすくなっている現状があります。これが日本で行われていないのはインセンティブが製作する側にまったく与えられていないという理由によるものです。コンテンツ特区を成立させ、この制度も整備し海外の映画を誘致できる体勢作りを進めるべきだと考えます。コンテンツ産業は外貨を招き入れる大きなチャンスになり得るものです。さらに、大きな災害に見舞われた今だからこそ、設備投資もほとんどいらぬこの特区に期待します。すべての行政に新たな価値観を持って前進して欲しいと要望します。コンテンツ特区とても素敵なことだと思います。コンテンツ産業で日本再生を！

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	札幌のコンテンツ特区の実現が、札幌の経済活性化につながることに期待 札幌は第三次産業が主体で、支店長経済といわれて久しい。景気が低迷しているいまこそ、何かを生み出す産業が必要と考える。 札幌はこれまで国際短編映画祭の開催や札幌のフィルムコミッションの積極的な動きで、日本国内はもとより、アジア、世界に北海道の映像コンテンツを発信してきた実績があると思う。また、3.11以来観光産業が低迷しているが、アジアからの観光客誘致には、映像によるプロモーションが効果的であり、コンテンツ特区が実現すれば、観光産業への波及効果も高いと考える。 このような点からも札幌コンテンツ特区の実現に期待する。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	札幌市を札幌コンテンツ特区に指定してください。 札幌市がロケ地として評価されていることは周知のとおりですが、地域の潜在能力を活かした産業育成のために、法的な整備をはじめ仕組み作りが必要です。 札幌コンテンツ特区として指定されることにより、産業としての成長がより加速されると考えます。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	札幌は豊かな自然環境を有し、撮影に係る事業者や許認可官庁も集中しており、国内でも有数の映像制作環境を有している。 このような地域において、規制特例による撮影許可窓口の一元化、許認可手続きの簡素化を図り、併せて制作資金のインセンティブ創設することにより、より一層、映像制作が活発化し、これに伴う経済効果が見込まれる。さらには、その視聴により、観光等他産業への波及効果も見込まれる。 是非、そのような特区を実現させていただきたい。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	映像制作者にとっては、ぜひ通していただきたい特区申請だと思います。 昨今、映画のスクリーン数の増加、テレビ放送 衛星放送 有線チャンネルの増加、特に映像ネット配信が多くなり、良質な映像コンテンツが不足している今、質のいい映像作品を作りやすく、なおかつ申請等の簡略により、制作しやすい環境が出来るのはいいと思います。 このネット社会でしかも映像制作がデジタル化になり、東京でしか作れなかったような作品も地方で作れるようになっていくことを考えるとコンパクトに、都会、自然がある北海道で撮影がしやすくなるのは賛成です。 地域の宣伝、撮影隊がいくことにより地域が活性化することに期待します。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	北海道が映画ロケ地として発展することを願っており、札幌市のコンテンツ特区に賛成します。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	提案書にもある通り、北海道・札幌は、映像の撮影に関して、優れたロケーション資源を多数有しております。北海道は日ごろから、「優れた資源をうまく活用できていない」との指摘を受けることが多く、資源の有効活用は大きな課題の一つとなっています。札幌コンテンツ特区の実現は、そうした課題の解決に寄与するものと期待しております。また、これからの産業振興は、環境との調和が非常に大切になるかと思いますが、ロケーション撮影はロケ地の保全なくしては成り立ち得ません。素晴らしいロケ環境がしっかりと保全されているからこそ、海外等からロケーション撮影に訪れるのであり、環境を守ることがロケーション撮影を通じたコンテンツ産業の発展に寄与するという、非常に意義のあるものと考えます。札幌コンテンツ特区の提案の中には、有償ガイドの収益の一部をロケーション資源を守る活動をする団体に寄付する等、環境を守る取組みが提案されており、これは非常に高く評価されるべき内容と考えます。このように、札幌コンテンツ特区の提案からは、21世紀における地域発展モデルの構築に意欲的にチャレンジしようとする強い意思を感じ取ることができ、実現を強く期待しております。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	美しい自然と大都市の町なみを有する札幌市はアジアからの観光客にも人気であり、集客力のあるエリアである。すでに認知度の高い「北海道ブランド」をコンテンツを通じて海外にアピールすることで、日本文化を伝達し、日本そして北海道へ訪れる海外からの観光客を誘致できると考える。香港には多くの北海道ラバーがおり、リピーターとして何度も足を運んでいる。ガイドに載っていない北海道をもっと知りたいというニーズが多く、北海道発のコンテンツを待ちのぞんでいる。札幌にコンテンツ製作特区を設けることで、アジア地区への日本文化のアピールを強くできると考える。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	まず、私は札幌コンテンツ特区に賛同致します。北海道は観光地として、すでに国内外にある程度の地名度があるものと認識しております。ただ、まだ多くの可能性を残しているのではないかと、ということも同時に常々感じておりました。今回の「札幌コンテンツ特区」への指定申請が承認されれば、北海道から送り出された映像作品が北海道ブランドをさらに高めることと信じております。元来、北海道は映像作品のロケーション場所として使用される需要は高いように感じております。ただ、その作品の中に、北海道に経済的基盤を有している作品は僅かでした。「札幌コンテンツ特区」の事業内容は、その需要を再喚起し、また経済的基盤を北海道に根づかせるものかと思っております。また私は、学生時代の4年間を札幌市で過ごしておりました。「札幌コンテンツ特区」構想は札幌市、ひいては北海道をより豊かにするための施策だと感じております。具体的に、その根拠を3つのポイントに絞って以下述べてさせていただきます。 1、東京、国外の事業者と北海道の事業者の交流が生まれる。 2、北海道に映像作品製作の為の経済的基盤が形成される。 3、上記1、2の効果として、北海道出身の人材が地元に着定する。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	小生は映像脚本を生業とする個人クリエイターです。日本各地域の特区申請を拝見させて頂きました。その中で、北海道札幌市のコンテンツ特区は是非実現頂きたく、意見させて頂きます。映像の物語を生み出す中で重要な要素となるのが、物語を展開させる『ロケーション』です。都会や田舎、田園風景、山、海、花畑などなど、さまざまなロケーションで我々作り手は際限なく物語を生み出していきますが、北海道には近郊にそれら撮影に必要なロケ地が全て揃っているのです。通常、日本全国をロケ地探し行脚しなければならないところが、です。昨今、予算の厳しい中小規模の映像作品であったとしても、同地に製作拠点を置けば撮影予算(移動費・宿泊費)は劇的に削減でき、また美しい景観は作品のクオリティを高めます。特に目を見張るほどの美しい雪の景観は他にはありません。上記理由より、ちょうど製作拠点を今年から北海道に移そうとしていたところ、今回のコンテンツ特区の拝見する機会があり、強く希望致したく、意見のメールを送らせて頂きました。以前より、世界から(近年では中国から特に)北海道は注目されています。映像コンテンツの世界への窓口たる資質を持ちうる最たる地域は同地です。現在、アジア各国の映像作品が台頭し、世界的に評価を受ける時代になってきた中、我々日本の映像クリエイターはその先頭を走ってみたいと願っております。特区実現により、製作環境のより良い改善が、それを実現する大きな一歩になるはずで、何とぞ、実現に向けてご検討頂けますよう、宜しくお願い致します。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	札幌市は、創造都市宣言をして、コンテンツ産業を育成推進に取り組んできました。それは、若者にとってのクリエイティブな職場の創出でもあります。私は教員として、札幌において情報教育(マルチメディア教育、アニメーション・映画製作など)に携わり、クリエイティブな人材の育成に取り組んできました。しかし、今のところ、コンテンツ産業は十分な雇用を生みきれず、人材の道外への流出は止まりません。この度の「札幌コンテンツ特区」は、これまでの人材育成と職場作りの環境づくりに大変有意義と考えます。どうか、札幌コンテンツ特区が認められて、地域でのいろいろな工夫やきめ細かい取り組みが可能となり、地域コンテンツ産業が活性化し、札幌地域が自立して未来に明るい経済環境が整うことを願っています。よろしく願いいたします。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	最近、札幌を舞台にした映画のエキストラに参加させてもらいました。時間はみじかかったけれどなんだかワクワクして、ああ、こんな世界もあるんだなあと思ったものです。映画は日本のものでしたけれど、もしこれが世界の映画で壮大なスケールで描くものだったらどんなに、凄いだろう(もちろん日本映画でもすけれど)と思います。世界から北海道をそして札幌を、映画の街として選んでもらえるようなそんな努力を今してもらいたいです。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	札幌で俳優、ナレーター、英語通訳等をしております。札幌が特区になることにより海外からの撮影隊も増えると思われます。そうなる地元俳優の出演機会が増える可能性が出てくると思います。私自身、海外の撮影隊の通訳で入った事が何度ありますが、そういう機会も増えると思います。また、我々の業界のみならず他の商業の活性化にも繋がると思います。札幌は四季のある美しい街です。是非、特区化を進めて欲しいと願います。
地域	公表:地域 No.1 申請主体名:北海道札幌市 申請特区名称:札幌コンテンツ特区	我々はNPO法人として12年間海外からアーティストを受け入れ、滞在制作のサポートをしています。これまでの滞在アーティストの中で、映像作家もたくさん出ており、昨年度カンヌ映画祭グランプリを受賞したアピチャートポン・ウィーラセータクン、そして短編映画祭では権威のある仏クレモン・フェラン映画祭でグランプリを受賞したロイストーン・タン等、後に有名になった作家は皆キャリアが若い時にS-AIRで制作した映像が賞をとっていたり、ここでこの経験を経てキャリアアップを積んでいます。このように、若手作家が世に出るためには、こういったレジデンスや短編映画祭への出品は必須であり、そのためには、撮影がしやすい環境というのは不可欠です。札幌市は豊かな自然に囲まれていながら、都会的な要素もある、全国でも特殊な環境を持つ都市です。また「創造都市」として、芸術祭(ビエンナーレ)の開催も期待されており、国内では有数の国際短編映画祭もあります。実際に映画祭に訪れた映像作家たちは札幌の良さを知り、いつかここで撮影したいという思いで帰っていくのですが、ロケコーディネーションや札幌での撮影に関する情報発信も含め、なかなか環境が整っていないという現実があります。海外には、ニュージーランドや南アフリカ等、映画やコマーシャルのロケーションを提供することで成功を収めている都市があります。外からの撮影チームが入り外貨を地元へ落とすことで、請負業者が増え、技術・人材・経済面において映像産業が発達・発展し、さらにクリエイティビティを生む環境を運んでいます。東京のような大都市では撮影するには莫大な費用がかかり、ロケーションを探すのも一苦労、このようなことは、札幌のような地方中核都市であるからこそなし得るのです。創造産業がこれからの経済を支えて行くだろうことは、ロンドンやベルリンなどの都市が成功例として挙げられます。今後、創造都市として札幌が発展・発信していくためには、このような環境整備は不可欠であり、環境整備には公的対策は不可欠であると感じています。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	アジア各国を中心にグローバルに良質な北海道ローカルの文化を発信する事の出来る様々な可能性を持った取り組みだと思う。北海道・札幌の雇用ニーズと外部から期待される経済活動双方に大きな効果があると思う。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	ロケ誘致やファンドの充実が進めば、コンテンツ産業界における札幌のバリューは確実に上がる。映画が分かりやすいが、外貨が落ち、作品が各国各地で上映され、映画祭を通じてアジア各国に札幌の評判が広がる。いい人材が育ち、従事する産業人口が増える。外国から訪れる人も増える。観光との相性もよい。映像都市として発展している外国の都市には必ず、法的整備やサポートがある。逆にやらない理由を教えてください。札幌はこれから北海道、あるいは北日本を牽引していかなければならない。大人たちが後進の道を作っていく必要があると思う。ぜひ良い形で進めていただきたい。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	中国映画の成功により多くの中国人が阿寒、北浜、能取岬を訪れた。また、小樽で撮影された中山美穂主演映画の影響で多くの韓国人が小樽を訪れている。韓国の自国ブランド戦略の成功により、多くのK POPスターの映像が日本のテレビにあふれ、日本人が大挙してソウルを訪れている。映像による人を動かす力、パワーはすさまじいものがある。今後人口が減少していく北海道にあって、インバウンド需要に大いに期待するところである。札幌が映像特別区になることで、北海道、札幌への人の流れ、とりわけインバウンドの流れが加速すると考える。ぜひ当該申請を認めていただきたい。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	このような特区が出来れば、日本の映像産業が伸びますし、この特区により自分たちも映画が製作しやすくなるので、是非やっていただきたいです。
地域	公表：地域 No.1 申請主体名：北海道札幌市 申請特区名称：札幌コンテンツ特区	この特区により映像制作がしやすくなると札幌の映像業界も発展し、首都圏に行かずとも地域で活躍出来る作家が増えるので非常に良いと思います。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表：地域 No.9 申請主体名：宮城県栗原市 申請特区名称：栗原市施設等の省エネルギー及び需要効率化社会基盤構築総合特区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本申請は、「専ら栗原市の公共施設のみに限定してCEMS (Community Energy Managing System)を構築するため」として、電気事業法及び同法施行規則、ならびに放送法の適用からの除外を求めている。 2. ところが、申請書には、個人家庭の専管事項たるべきHEMS (Home Energy Managing System)も公共施設と同様に連携させ、給電網関係者が監視し、一方的に操作するに至るべきことを前提にした事業の一環である、との位置づけが明示されている。 3. 個人の住居における電気使用状況の適否を外部の者が一方的に判定し、契約アンペア未満であるにもかかわらず、当該家庭の居住者の意志に反して個人住居内の家電機器の操作を行ったり、給電停止もしくは制限を行うことは、現行法規に抵触・違反する。 4. さらに、「個人の尊厳」「思想・信教・行動の自由」「幸福追求の権利」など、基本的人権の尊重を最優先すべき、と定める日本国憲法ならびに世界人権宣言などに違反する。 5. 東日本大震災・津波・原子力発電所崩壊以来、七ヶ月以上経過し、連日の検証報道と百家争鳴を重ねてもなお、あらゆる世論調査は、国民の七割が「いずれは脱原発」を希求すると同時に、「原発即時全廃」論は二割の賛同しか得られていない事実を安定して明示する。今夏の強制停電と節電に対しては、「節電ファッショ」との批判も顕在化した。「温暖化防止」のためであれ、これ以上の「省エネルギーの押しつけ」を不相当とする不働の国民世論を踏まえて、私生活への侵入・過干渉を排除すべく適切な行政を施行する責務を内閣は負う。 6. 「在宅治療」「在宅介護」を行政も国民も希求する。そのためのバリアフリー化にも、公的資金は投入されている。かかる現場でもある個人住居での適正室温・照明などは、当事者のみの専管事項であって初めに担保され得る。本申請事業にも名を連ねている日立も含め、スマートグリッド業界は「個人宅の室温や照度の適否を給電網関係者が判断できる」との思い上がりで、Micromanageすなわち、過干渉を正当化するが、検証と告知を伴う国民的なinformed consentも得てはいない。一部欧州や済州島で現地同業者がまかり通していることをもって、一方的に「よいこと」「乗り遅れるな」と喧伝しているが、国民は今夏の停電・節電で、「これ以上の制約も負担も御免だ」との意志を表示している。 7. NEDO新エネルギー開発機構は、ハワイのマウイ島でもSmart Gridの実証試験に取り組むが、「アメリカで個人住宅の家電を給電網関係者が勝手に操作したら、大変な騒ぎになる」として、かかるOver reach過干渉を排した方式に専念する、という。政府の外局がアメリカでは適切な分別を實踐しているのに、日本国内では無視する、となれば、自国民の人権をアメリカ人の人権ほどには尊重しない、という悪政になる。 8. 内閣官房においてとりわけ重視されるべきは、「個人住宅の電力使用制限」「そのための電気料金値上げ」などを可とする意見は、「専ら、まだ体力にも財力にもゆとりのある人々がぶつ、独善的かつ視野狭窄な正義論である」ということだ。高齢の親を介護し、自らも暑さ・寒さに弱くなる年代の国民は、政・官・業・学・報道のいずれでも現場を去って久しい。かかる国民のホンネの指摘をふまえて、無理を及ぼさない行政を主導する責務を、国民は政府に負託している。 9. サイバー攻撃に対し、スマートグリッドの導入は大規模停電の危険も増大させる。本申請案件は、専用の無線通信を構築する、としている。2009年、Stuxnetにより、イランの核関連施設が破壊された事件では、SiemensのSource codeが使用されていたことを把握されたために、破壊に至った。アメリカも、Predator等、前線のdrone(無人偵察・攻撃機)まで、ハッカーに侵入されてしまい、Hard discを丸ごと交換しないと除染できなくなっている。「日本のスマートグリッドだけは、ハッカーに負けない」と言い張るのは、この期に及んで「巨大津波は日本を襲わない」と言い張るに等しい虚言である。日本の家電機器も発電設備も各国に輸出している以上、source codeはハッカーには既知である、との前提で、本件の通信の安全性も、検証すべきである。 10. 「実証試験までは、大目に見る」との方針も聞かれるが、衆議院も外務省も防衛産業も侵入されている以上、善玉ハッカー(White hackers)によるサイバー攻撃試験も、本件に限らず、ICTに関わる特区では、試験に加えるべきである。 11. とくに冷暖房機器は、「外出先からも、携帯端末から操作できるようになる」と喧伝されて久しい。ところが、Android系Smart phoneは、Applicationにmalwareを忍び込ませて感染させるvirusが既に蔓延している。個人宅のHEMSを接続して家電機器を外部から操作することは、ハッカー対策を放棄することである。 12. 以上のことをふまえ、本件の審査にあたっては、「個人住居のHEMSとの接続を承認しない」「情報Securityの担保試験を行う」を要件とすべきである。 13. なお、今般の申請は10月14日に公開され、10月27日に意見の受理を締め切るため、他の申請で同様の問題を包含する他の申請案件すべてについて、同様の意見を送付すべき時間を確保することが不可能である。 14. よって、「本件に対する本意見書をもって、同様の案件全てに、同様の意見を申し入れる」ものとして、よろしく取りはからわれたい。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表: 地域 No.19 申請主体名: 埼玉県さいたま市 申請特区名称: 次世代自動車・スマートエネルギー特区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本申請は、「スマートコミュニティの普及」を推進するためとして、電気事業法の適用からの除外を求めている。 2. 主要課題として「エネルギーマネジメントサービス提供事業者の位置付けの明確化」と、「スマートホーム・コミュニティで発生した余剰電力の買取に関するルールの整備」を掲げている。 3. 肝要な点に集約して入る点は評価できるが、「いかなる選択も、個人の尊厳と自由ならびにエネルギーに関する財産権の尊重することを前提にする」ことを明記していない。「低炭素社会化のためなら、なし崩しで基本権を侵害してもよい」との極論も利益最大化を追求するスマートグリッド業界と環境主義者の競合により増長している現下の状況では、この点の明確化を抜きにして、規制緩和すべではない。 4. 個人家庭の専管事項たるべきHEMS (Home Energy Managing System)を地域社会のEnergy Management Serviceに連携させ、給電網関係者が監視し、一方的に操作するに至るべきことを前提にした事業の一環である、との位置づけが明示されている。 5. 個人の住居における電気使用状況の適否を外部の者が一方的に判定し、契約アンペア未満であるにもかかわらず、当該家庭の居住者の意志に反して個人住居内の家電機器の操作を行ったり、給電停止もしくは制限を行うことは、現行法規に抵触・違反する。 6. さらに、「個人の尊厳」「思想・信教・行動の自由」「幸福追求の権利」など、基本的人権の尊重を最優先すべき、と定める日本国憲法ならびに世界人権宣言などに違反する。 7. 東日本大震災・津波・原子力発電所崩壊以来、七ヶ月以上経過し、連日の検証報道と百家争鳴を重ねてもなお、あらゆる世論調査は、国民の七割が「いずれは脱原発」を希求すると同時に、「原発即時全廃」論は二割の賛同しか得られていない事実を安定して明示する。今夏の強制停電と節電に対しては、「節電ファッショ」との批判も顕在化した。「温暖化防止」のためであれ、これ以上の「省エネルギーの押しつけ」を不相当とする不動の国民世論を踏まえて、私生活への侵入・過干渉を排除すべく適切な行政を施行する責務を内閣は負う。 8. 「在宅治療」「在宅介護」を行政も国民も希求する。そのためのバリアフリー化にも、公的資金は投入されている。かかる現場でもある個人住居での適正室温・照明などは、当事者のみの専管事項であって初めて担保され得る。スマートグリッド業界は「個人宅の室温や照度の適否を給電網関係者が判断できる」との思い上がりで、Micromanageすなわち、過干渉を正当化するが、検証と告知を伴う国民的なinformed consentも得てはいない。一部欧州や済州島で現地同業者がまかり通していることをもって、一方的に「よいこと」「乗り遅れるな」と喧伝しているが、国民は今夏の停電・節電で、「これ以上の制約も負担も御免だ」との意志を表示している。 9. NEDO新エネルギー開発機構は、ハワイの Maui 島でも Smart Grid の実証試験に取り組むが、「アメリカで個人住宅の家電を給電網関係者が勝手に操作したら、大変な騒ぎになる」として、かかる Over reach 過干渉を排した方式に専念する、という。政府の外局がアメリカでは適切な分別を實踐しているのに、日本国内では無視する、となれば、自国民の人権をアメリカ人の人権ほどには尊重しない、という悪政になる。 10. よって、まず、将来にわたり、対象地域内に転入する家庭も含め、常に「HEMSを地域のEnergy共有化の対象外とするOpt-outすなわち『干渉拒否権』を対象地域を含む全域で保証することが、まず明文化されねばならない。 11. さらに被災・停電時の地域内の電力地産地消確保については、より費用対発電量比の良好なマイクロタービンなどにも対応できるHEMSも可とする柔軟性を担保すべく指導すべきだ。 12. 当然、個人による投資を伴うから、「自家発電住宅の自家製電力使用に一切制約を稼さず、余剰電力のみを自由意志のみに依り、地域に売却する自由」を無期限に担保することを条件にしなければいけない。 13. 内閣官房においてとりわけ重視されるべきは、「個人住宅の電力使用制限」「そのための電気料金値上げ」などを可とする意見は、「専ら、まだ体力にも財力にもゆとりのある人々がぶつ、独善的かつ視野狭窄な正義論である」ということだ。高齢の親を介護し、自らも暑さ・寒さに弱くなる年代の国民は、政・官・業・学・報道のいずれでも現場を去って久しい。かかる国民のホンネの指摘をふまえて、無理を及ぼさない行政を主導する責務を、国民は政府に負託している。 14. サイバー攻撃に対し、スマートグリッドの導入は大規模停電の危険も増大させる。2009年、Stuxnetにより、イランの核関連施設が破壊された事件では、SiemensのSource codeが使用されていたことを把握されたために、破壊に至った。アメリカも、Predator等、前線のdrone(無人偵察・攻撃機)まで、ハッカーに侵入されてしまい、Hard discを丸ごと交換しないと除染できなくなっている。「日本のスマートグリッドだけは、ハッカーに負けない」と言い張るのは、この期に及んで「巨大津波は日本を襲わない」と言い張るに等しい虚言である。日本の家電機器も発電設備も各国に輸出している以上、source codeはハッカーには既知である、との前提で、本件の通信の安全性も、検証すべきである。 15. 「実証試験までは、大目に見る」との方針も聞かれるが、衆議院も外務省も防衛産業も侵入されている以上、善玉ハッカー (White hackers)によるサイバー攻撃試験も、本件に限らず、ICTに関わる特区では、試験に加えるべきである。 16. とくに冷暖房機器は、「外出先からも、携帯端末から操作できようになる」と喧伝されて久しい。ところが、Android系Smart phoneは、Applicationにmalwareを忍び込ませて感染させるvirusが既に蔓延している。個人宅のHEMSを接続して家電機器を外から操作することは、ハッカー対策を放棄することである。 17. 以上のことをふまえ、本件の審査にあたっては、「個人住居のHEMSとの接続を承認しない」「情報Securityの担保試験を行う」を要件とすべきである。 18. なお、今般の申請は10月14日に公開され、10月27日に意見の受理を締め切るため、他の申請で同様の問題を包含する他の申請案件すべてについて、同様の意見を送付すべき時間を確保することが不可能である。 19. よって、「本件に対する本意見書をもって、同様の案件全てに、同様の意見を申し入れる」ものとして、よろしく取りはからわれたい。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	<p>公表：地域 No.22 申請主体名：神奈川県 申請特区名称：かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本申請は、「太陽光発電の普及促進」のためとして、「全量買取」と「買電価格をkWhあたり40円にまで上げる」ことを求めている。 2. 東日本大震災・津波・原子力発電所崩壊以来、七ヶ月以上経過し、連日の検証報道と百家争鳴を重ねてもなお、あらゆる世論調査は、国民の七割が「いずれは脱原発」を希求すると同時に、「原発即時全廃」論は二割の賛同しか得られていない事実を安定して明示している。今夏の強制停電と節電に対しては、「節電ファッショ」との批判も顕在化した。「温暖化防止」のためであれ、これ以上の「省エネルギーの押しつけ」を不適当とする不動の国民世論を踏まえて、私生活への侵害・過干渉を排除すべく適切な行政を施行する責務を内閣は負う。 3. さらに、放射能被害への補償、原子力発電休止に伴う燃料費などの名目であっても、アメリカに比べて遙かに割高な家庭用電気料金のさらなる値上げに、国民世論は拒否の意志を表明している。 4. 「原価に利益を上乗せした割高な電気料金」を甘受させてきた「停電はもちろん、節電も心配しないでよい社会」「自家発電設備のない街中の医療施設でも安心して局所麻酔を要する治療を受診できた社会」が崩壊し、割高な電力料金に甘んじる根拠は消失した。PPS(Power Producer & Supplier)による割安な火力発電の50kWh未満への配電解禁こそ、望まれるに至っている。 5. 1973年の第一次oil shock以来、課されている懲罰的「(家庭用従量電灯の)第3段階料金(24+/kWh)」の廃止こそ急務である。よって40/kWhもの超高価格買電は、欧州の一部で実施されている「高価格でも自然エネルギーを優先して買いたい」という人士の自由意志での購入を選択肢として早期に提供することで実現すべきことだ。全国民・地域住民に有無を言わず負担させることは、生活権・財産権の侵害である。 6. 2011年の夏、熱中症防止のため、冷房を推奨されても、高齢者など国民年金か生活保護費のみに頼る国民は我慢せざるを得ず、犠牲者も少なくない。 7. 「原価積み上げ」による高価格は、廃止すべきであり、無制限に増やしてはならない。割高な円筒状太陽光発電装置に特化したSolyndraに\$535,000,000もの信用保証を付与した挙げ句に1,100人の雇用しか産まず、わずか2年で会社更生手続きに追い込まれ、1,100人は解雇されたため、Obama政権の政治判断が問題になっている。開港の地・横浜に構える知事が無視してよい事柄ではない。 8. 日米とも、財政赤字は極限に達している。電力安定化は費用対効果に優れるガスタービン発電による地産地消を確立し、まず、停電・節電から全産業も民生も解放することを優先しなければいけない。防災にも最も即効性が確保でき、長期的に太陽光・風力などの不安定電源を増やすにも、back-up電源として、いかなる蓄電池より、効果絶大だからだ。 9. 蓄電池を産業から家庭まで、普及を推進することは、妥当だが、敢えてLithium電池という、危険を克服し切れていない、超高価格の電池を偏重していることは、民主国家の政策としては不当だ。たとえば、2011年8月に積水ハウスが発表した「グリーン ファースト…」なるスマートハウス提案では、堅実に費用対効果に優れた旧来型バッテリーで実利に優れる。 10. 民主国家の環境政策は、実利本位で安全・価格に優れる『旬の技術』を不利にあつかってはならない。高価格で安全・安定に劣る『はしりの技術』に公的資源を集中し、特定産業のみを優遇するため、その他一般に高負担を強い、在来産業を衰退させることは、法の下の平等に反し、違法である。 11. 本申請は、「家庭におけるスマートメーターの普及を本格化させるため、各電力会社が独自に取り組むのではなく、国が一定の仕様を定めるとともに補助制度を創設してスタートアップ時の支援を行う」よう求めている。(p. 47) この場合のスマートメーターとは、HEMS(Home Energy Management System)も含むと解釈される。これは「サイバー攻撃などによる停電も防ぎ、私生活への侵害・過干渉も惹起しない仕様が確定するまでは、やたら推進すべではない」ということでもある。

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	公表：地域 No.22 申請主体名：神奈川県 申請特区名称：かながわグリーンイノベーション地域活性化総合特別区域	<p>12. サイバー攻撃に対し、インターネットに接続しうる仕様のスマートグリッドは大規模停電の危険を伴う。2009年、Stuxnetにより、イランの核関連施設が破壊された事件では、SiemensのSource codeが使用されていたことを把握されたために、破壊に至った。アメリカも、Predator等、前線のdrone(無人偵察・攻撃機)まで、ハッカーに侵入されてしまい、Hard discを丸ごと交換しないと除染できなくなっている。「日本のスマートグリッドだけは、ハッカーに負けない」と言い張るのは、この期に及んで「巨大津波は日本を襲わない」と言い張るに等しい虚言である。日本の家電機器も発電設備も各国に輸出している以上、source codeはハッカーには既知である、との前提で、本件の通信の安全性も、検証すべきである。</p> <p>13. 「実証試験までは、大目に見る」との方針も聞かれるが、衆議院も外務省も防衛産業も侵入されている以上、善玉ハッカー (White hackers)によるサイバー攻撃試験も、本件に限らず、ICTに関わる特区では、試験に加えるべきである。</p> <p>14. とくに冷暖房機器は、「外出先からも、携帯端末から操作できるようになる」と喧伝されて久しい。ところが、Android系Smart phoneは、Applicationにmalwareを忍び込ませて感染させるvirusが既に蔓延している。個人宅のHEMSを接続して家電機器を外から操作することは、ハッカー対策を放棄することである。</p> <p>15. 個人家庭の専管事項たるべきHEMS (Home Energy Managing System)を地域社会のEnergy Management Serviceに連携させ、給電網関係者が監視し、一方的に操作することは許容してはならない。</p> <p>16. 個人の住居における電気使用状況の適否を外部の者が一方的に判定し、契約アンペア未満であるにもかかわらず、当該家庭の居住者の意志に反して個人住居内の家電機器の操作を行ったり、給電停止もしくは制限を行うことは、現行法規に抵触・違反する。</p> <p>17. さらに、「個人の尊厳」「思想・信教・行動の自由」「幸福追求の権利」など、基本的人権の尊重を最優先すべき、と定める日本国憲法ならびに世界人権宣言などに違反する。</p> <p>18. 「在宅治療」「在宅介護」を行政も国民も希求する。そのためのバリアフリー化にも、公的資金は投入されている。かかる現場でもある個人住居での適室温・照明などは、当事者のみの専管事項であって初めて担保され得る。スマートグリッド業界は「個人宅の室温や照度の適否を給電網関係者が判断できる」との思い上がりで、Micromanageすなわち、過干渉を正当化するが、検証と告知を伴う国民的なinformed consentも得てはいない。一部欧州や濟州島で現地同業者がまかり通していることをもって、一方的に「よいこと」「乗り遅れるな」と喧伝しているが、国民は今夏の停電・節電で、「これ以上の制約も負担も御免だ」との意志を表示している。</p> <p>20. NEDO新エネルギー開発機構は、ハワイのマウイ島でもSmart Gridの実証試験に取り組むが、「アメリカで個人住宅の家電を給電網関係者が勝手に操作したら、大変な騒ぎになる」として、かかるOver reach過干渉を排した方式に専念する、という。政府の外局がアメリカでは適切な分別を実践しているのに、日本国内では無視する、となれば、自国民の人権をアメリカ人の人権ほどには尊重しない、という悪政になる。</p> <p>21. よって、まず、将来にわたり、対象地域内に転入する家庭も含め、常に「HEMSを地域のEnergy共有化の対象外とするOpt-outすなわち『干渉拒否権』を対象地域を含む全域で保証することが、まず明文化されねばならない。</p> <p>22. さらに被災・停電時の地域内の電力地産地消確保については、より費用対発電量比の良好なマイクロタービンなどにも対応できるHEMSも可とする柔軟性を担保すべく指導すべきだ。</p> <p>23. 当然、個人による投資を伴うから、「自家発電住宅の自家製電力使用に一切制約を稼さず、余剰電力のみを自由意志のみに依り、地域に売却する自由」を無期限に担保することを条件にしなければいけない。</p> <p>24. 内閣官房においてとりわけ重視されるべきは、「個人住宅の電力使用制限」「そのための電気料金値上げ」などを可とする意見は、「専ら、まだ体力にも財力にもゆとりのある人々がぶつ、独善的かつ視野狭窄な正義論である」ということだ。高齢の親を介護し、自らも暑さ・寒さに弱くなる年代の国民は、政・官・業・学・報道のいずれでも現場を去って久しい。かかる国民のホンネの指摘をふまえて、無理を及ぼさない行政を主導する責務を、国民は政府に負託している。</p> <p>25. 現代の日本社会が誇るべきは、国民ひとりひとりが、自分にとって何が幸せかを自由に決定し、暮らし向きを自分のホンネの価値観に沿い、整えることができることだ。この自由、生き方の多様性は、日本国憲法のみならず、世界人権宣言も希求し、指針とする。新しい時代をひらくことは、この多様性をさらに充実させ、より多くの国民がさらに自分らしく、生き通す基盤を譲らないことだ。「生物多様性栄えてライフスタイルの多様性減ぶ…」であってはならない。国政も地方も、この原点忘るべからず。</p> <p>26. 以上のことをふまえ、本件の審査にあたっては、「個人住居のHEMSとの接続を承認しない」「情報Securityの担保試験を行う」を要件とすべきである。</p> <p>27. なお、今般の申請は10月14日に公開され、10月27日に意見の受理を締め切るため、他の申請で同様の問題を包含する他の申請案件すべてについて、同様の意見を送付すべき時間を確保することが不可能である。</p> <p>28. よって、「本件に対する本意見書をもって、同様の案件全てに、同様の意見を申し入れる」ものとして、よろしく取りはからわれたい。</p>

総合特別区域の第一次指定申請に係る意見一覧【一般意見】

分類	対象	意見
地域	<p>公表No.: 24 申請主体名: 新潟県見附市ほか6市、1大学、1企業 申請特区名称: 健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区</p>	<p>(1) 本提案の基礎にスマートウエルネスシティ構想があり、その研究グループとして18市が参画しているとあるが、今回の申請はそのうちの7市だけであり、そもそも提案にかかる十分な研究がなされていないのではないかと。 (2) 7市の共同申請でありながら、歩いて暮らせるまちへの再構成は6市のみで内容も異なり、共同申請の意義がどこにあるのか、わからない。 (3) 健康クラウドは、最終的に全国展開を想定しているが、特定企業のシステム(e-Wellness)との連携も想定され、また、事業主体者となっている特定企業(開発ベンダ等)の資産となる新システムの開発及び改修費用を税金で賄うこと(競争入札等で開発委託するのなら特段異議なし。また、地元企業であれば地域活性化の意味から理解できるが。)になるだけでなく、他団体への拡大時にも、汎用性の確保に疑問があるため、これらの企業との随意契約となる恐れがある。(今回の健康クラウドの構想は、事業実施形態として特定企業に便宜を図ることになるのではないかと。) (4) 29ページの中段にもあるように、個人の医療・検診データやライフスタイルまでもの情報が集約・蓄積される。これらをクラウドシステムとして構築することは非常に危険であり、個人情報の恣意的活用についても払拭できない。(個人情報の取得や利用について市民の理解を得ていない、あるいは、事業着手までに理解を得るのか疑問。現在国で検討中の社会保障・税に関わる番号制度でも、2ヶ年かけて国民向けの説明会を開催し、理解を得ることとしている。そもそもこの様な非常にデリケートで他人に知られたい個人情報を自治体や大学、民間企業が活用するという構想(特区申請)について、市民はまったく知らされていないし、そのような状況下で税金を投入した事業が進められることに納得できない。)また、医師会や歯科医師会など保健医療関係者や栄養・食育関係者などの参画が想定されていないため、システムから導き出される分析結果の信頼性(スポーツ医学分野からの研究・分析でエビデンスと成り得るのか。また、これらのデータがどの様に有機的に関連し、分析可能となるのか申請内容から見えてこない。過剰にレセプトデータを評価していないか(日本医師会の意見から鑑みた場合)。これから研究するでは巨額な税金投入を判断する事業として熟度が足りないと思う。等々)だけでなく、実際の事業進捗にあたっては困難課題(日本医師会の平成22年4月14日付け「新たな情報通信技術戦略の骨子(案)に対する意見」や平成22年7月7日付け「新たな情報通信技術戦略工程表に対する日本医師会の見解」からも、地元医師会などとの合意形成ができるか疑問。)があると思う。 (5) 集積・保有しようとする情報量とそれにかかる手間(情報提供側となる医療機関、健保組合などの手間や費用負担を含め)、データの機密性の確保のほか、開発費用などのシステム規模に比較し、ここから得ようとしている分析結果や情報などが貧弱・陳腐で、費用対効果があるとは到底思えない。(いかにもと思わせる申請にあたっての単なる作文?)さらに、これらの情報は、社会保障・税に関わる番号制度の中で利活用が検討されており、また、開発に当たっても様々な技術が重複することになると考えられるため、二重開発・二重経費となるのではないかと。(その他国の施策として①i-Japan戦略2015(日本版EHR(仮称))の実現:2015年までに実現すると記述あり。)②新たな情報通信技術戦略(どこでもMY病院構想の実現:2013年度に第1期サービス提供を工程表で掲げている。レセプト情報等の活用による医療の効率化:2013年度から自治体や保険者が医療の状況把握と質向上に活用することを工程表で掲げている。)③個人が健康情報を管理・活用する時代に向けて～パーソナルヘルスレコード(PHR)システムの現状と将来～④健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業などもある。これらの施策は今どうなっているのか、また、これら国の施策とこの健康クラウドとの関係性もわからない。)</p>
地域	<p>公表No.: 24 申請主体名: 新潟県見附市ほか6市、1大学、1企業 申請特区名称: 健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区</p>	<p>健康クラウドの構築についてですが、収集するデータはレセプトデータなどのことですが、レセプトには内科、外科、眼科、歯科、精神科、薬事など膨大なデータ量と思いますが、これらを分析し活用する(レセプトの一部しか実質使わない?)のが運動プログラムなどや、自治体の施策の有効性評価などであり、費用対効果がまるで無く、学者や公務員の意識の低さ(自分の懐が痛まないから何でもあり?)にただただ驚かされ、あきれるばかりです。また、個人情報(プライバシーともいえる)を学者や自治体が自分たちの理屈で勝手に使うのは許せない。</p>